

(第四三回)

# 不易と流ラテ

「時代と一緒に変わらざるもの」（不易）とが  
緊張関係の上で調和して、新しい価値  
が生まれられる  
（松尾芭翁）

## 消費税逆進性対策の切り札

中央大学法科大学院教授

東京財団上席研究員

ジャパン・タックス・インスティチュート所長

森信茂樹

### 一 消費税率引き上げと軽減税率

給付方式を比較し、給付方式の具体案を  
提示してみたい。

今回の選挙、民主党大敗の原因は、消費税議論ということのようだが、消費税議論を真正面から仕掛けた勇気には敬意を表したい。選挙後は、超党派で議論を行い、消費税をはじめとする税制改革の具体案、社会保障の中身を早急に詰め、国民に提示することを期待したい。

本稿では、議論が生煮えのまま、選挙後に持ち越された、消費税の低所得者（逆進性）対策について、軽減税率と還付・

一般的に、所得が低い人ほど消費に使うお金の割合は大きくなる。このため、消費税率を引き上げれば、低所得者ほど負担感が増す「逆進性」が強まるこになり、何らかの対策が必要となる。欧州諸国では、食料など生活必需品の税率を低く抑える「軽減税率」を導入しているが、次のような問題がある。

第一に、軽減税率の対象範囲をめぐつて、收拾のつかない国民的大議論となる。食料品といつてもぜいたく品から基礎的

もりのぶ しげき

法学博士。1973年京都大学法学部卒業後大蔵省入省、主税局総務課長、大阪大学教授、東京大学客員教授、東京税関長、2004年プリンストン大学で教鞭をとり、2005年財務省財務総合政策研究所長、2006年9月から中央大学法科大学院教授。東京財団上席研究員。著書に、『日本が生まれ変わる税制改革』（中公新書）、『日本の税制』（PHP新書）、『抜本的税制改革と消費税』（大蔵財務協会）、『給付つき税額控除 日本国型児童税額控除の提言』（中央経済社）等。



な食料品まで幅広く、消費者の嗜好が多様化している中で、合理的・具体的な線引きは難しい。ドイツでは、マクドナルドでハンバーガーを買う場合、ティクアウトにすると食料品となり軽減税率が適用されるが、その場で食べると飲食サービスとなり標準税率が適用される。そこで英国では、温度（温めるかどうか）で区別することに変更したが、争いは絶えない。

第二に、軽減税率を実際に行う、消費者と事業者双方の負担の増加である。流通機構の問題だけでなく、食料を生産する農家も、売り上げである食料は優遇税率で、仕入れ（食料生産をするための、石油、ガス、農機具、輸送機器等）は標準税率となり、還付が生じかねず、そのための記帳事務コストや税務当局のコストが増加する。

第三に、軽減税率を導入しても、低所得者対策の効果は少ない。食料品は、高額でみれば高所得者の方が恩恵を受ける。最後に、軽減税率の減収分を補うため

に、標準税率の引き上げ幅を大きくしなければならない。軽減税率対象の割合を二〇%とすると、九%の単一税率の税収と、標準税率一〇%軽減税率五%との税収がほぼ見合うので、一〇%と五%という税率構造は、消費税率九%とほぼ同じことになる。

## 二 力ナダ型還付方式

軽減税率には上述のような問題があるので、カナダ、シンガポール等比較的新しく消費税を導入したり引き上げた国では、逆進性対策として、低所得者の最低消費支出部分の消費税部分を所得税で還付・給付する方法（給付付き税額控除）をとっている。たとえば所得三〇〇万円以下の家庭に、一人当たり二万円を還付・給付するという方法である。

政府も、平成二十二年度税制改正大綱では、「逆進性対策として、軽減税率も考えられますが、非常に複雑な制度を生むこととなる可能性があることなどから、給付付き税額控除の仕組みの中で逆進性

対策を行うことを検討していきます」と記している。

G S T 税額控除と呼ばれるカナダの税制を説明しよう。この制度は、家族の人員構成と家族の所得によって、基礎的生活支出の消費税相当分を還付（給付）するという方法である。次頁図表1は、二〇〇八年（給付期間は二〇〇九年七月～二〇一〇年六月）の制度だが、給付額として、本人分二四八カナダドル、配偶者分二四八カナダドル、一八歳以下の子一人あたり一三〇カナダドルが与えられる。夫婦子二人の場合は、最大七五六カナダドルとなる。一人親の場合は配偶者みなみし加算（二四八カナダドル）が、単身者の場合は最高で一三〇カナダドルが、それぞれ加算される。家族の実所得が三万二三一二カナダドルを超えると減額される。

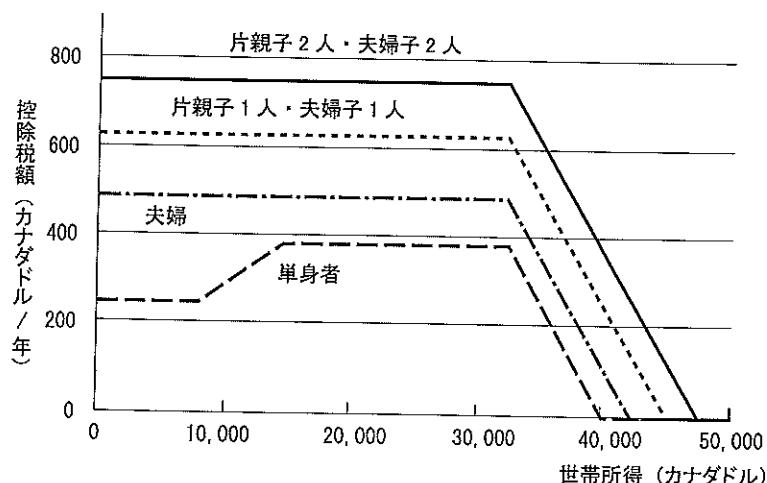
制度の適用を受けるには、夫婦のいずれかが、税務申告時に「G S T クレジットを申請する」旨のチェックをすればよい。カナダでは、申告すべき収入がない場合でも、毎年、夫婦とも税務申告を行

う必要がある。税額との相殺はなく、全額が年四回（七月、十月、翌年一月、翌年四月）に分けて納税者の口座に給付される。

我が国で、消費税率引き上げに伴う逆進性の影響を給付付き税額控除を導入して緩和する試算をしてみよう。一橋大学佐藤教授による試算であるが、現行制度の下では、図表2の①のように所得が大きくなるほど消費税負担が低下していることがわかる。これを消費税率10%ということで、二倍にすると、②のようになり、逆進性はますます増加する。これに対する食料支出に軽減税率を導入した場合には、③のようになり、逆進性は何ら解消されない。そこで、三〇〇万円以下の所得の家庭に世帯人員一人当たり五万円弱を給付し、5%ずつ削減（フェイズオフ）する給付つき税額控除で対応すると、④のようになり、兎事に逆進性がなくなるのである。

この制度導入のためには、番号が必要になるので、双方合わせた検討のスピード化が望まれる。

図表1 カナダのGST税額控除制度



図表2 年間収入に占める消費税割合 (税率10%)  
全国消費実体調査 (H16年度)

